

一般送配電事業者の2019年度収支状況の事後評価について (法令に基づく事後評価の結果についての経済産業大臣への回答)

(趣旨)

一般送配電事業者の2019年度収支状況の事後評価について、3月8日に開催された料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価を実施したため、その結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただく。

主なポイント

1. 一般送配電事業者の2019年度収支状況の法令に基づく事後評価の結果について

3月8日に開催された料金制度専門会合において、一般送配電事業者の2019年度収支状況の法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理等）を実施したため、その結果について、資料6-1のとおり報告する。

2. 経済産業大臣への回答について

一般送配電事業者の2019年度収支状況については、2021年2月22日付けにて、経済産業大臣から本委員会宛てに意見も求められていることから、委員会として次のとおり回答を行うこととしたい。（資料6-2）

- 一般送配電事業者については、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（14）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められなかった。

(参考) 経緯・開催実績

2021年	2月22日	経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
	2月24日	第313回電力・ガス取引監視等委員会
	3月8日	第7回料金制度専門会合
	3月15日	第316回電力・ガス取引監視等委員会（本日） （経済産業大臣への回答の審議）

(以上)

[参考条文]

○電気事業法

(託送供給等約款に関する命令及び処分)

第十九条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給等約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第2 処分の基準

(14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合
- ② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この（14）において同じ。）の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この（14）において同じ。）である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下ロ並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であつて、次のいずれかの場合に該当する場合
 - イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
 - ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約

款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)

- ③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合

- イ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値（当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
- ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス3パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合は、原則として該当しないものとする。)
- ハ 平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合（ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
- ニ 1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
- ホ 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

$$A - B \times (1 - C)$$

- A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積立金の額
- B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者をいい、過去に特定関係事業者であった者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下このホにおいて同じ。）であって、小売電気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定小売電気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気事業者又は発電事業者へ承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事業を営む者（以下このホにおいて「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除く。）
- C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

一般送配電事業者の2019年度収支状況 の法令に基づく事後評価の結果について

第7回 料金制度専門会合
事務局提出資料抜粋
(2021年3月8日)

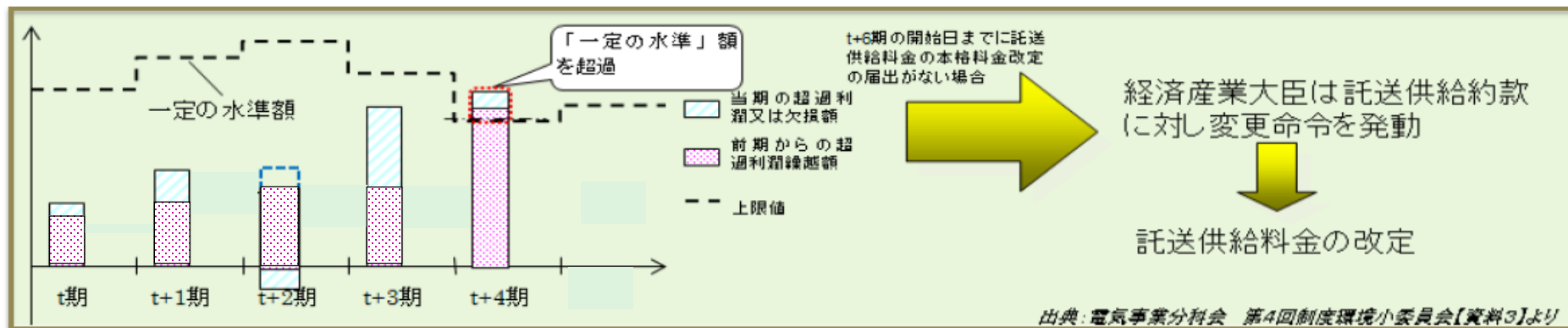


現行のストック管理とフロー管理の概要

- 現行制度は超過利潤累積額が一定の水準を超過(ストック管理)するか、もしくは、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過(フロー管理)した場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には託送供給等約款の変更命令を発動。

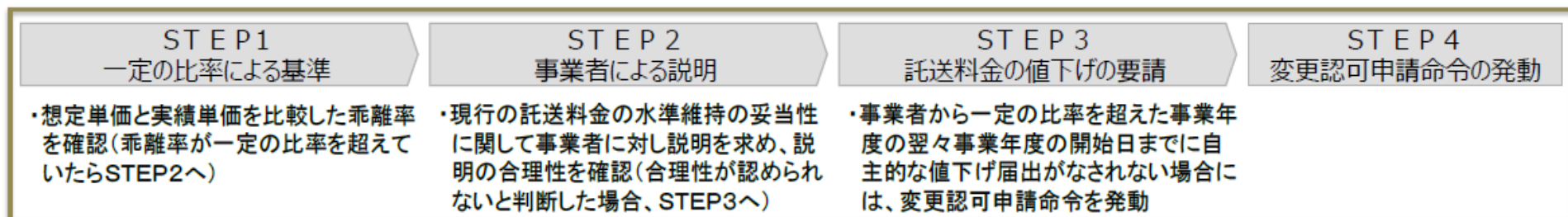
<ストック管理方式>

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



<フロー管理方式>

「想定単価と実績単価の乖離率（原価とのズレ）」を確認し、乖離率が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



超過利潤累積額管理表による事後評価（ストック管理）

- 当期超過利潤累積額について、値下げ命令の発動基準となる「一定の水準」（東京電力PGにおいては「一定の水準」の3/5）を超過した事業者はいなかった。

(単位:億円)	当期純利益 又は純損失	当期超過利潤 又は欠損 ^{※1}	当期超過利潤累積額 又は欠損累積額	一定水準額 ^{※2}	基準への抵触
北海道電力NW	▲62	▲143	▲506	178	無
東北電力NW	68	▲156	▲714	486	無
東京電力PG	607	▲87	241	1,228 ^{※3} (1,228×3/5=737)	無
中部電力PG	265	21	▲327	574	無
北陸電力送配電	33	▲25	▲44	80	無
関西電力送配電	233	▲114	▲445	643	無
中国電力NW	67	▲41	▲442	178	無
四国電力送配電	33	▲28	▲249	124	無
九州電力送配電	205	35	351	486	無
沖縄電力	22	▲6	▲78	39	無

※1 当期超過利潤(又は欠損)がプラスとなったのは2社（中部電力PG、九州電力送配電）のみ

※2 「一定水準額」は送配電部門に係る固定資産の期首期末平均帳簿価額に直近の託送供給等約款料金を設定した際に算定した事業報酬率を乗じて算定

※3 東京電力PGについては、廃炉等負担金を踏まえ、厳格化された基準が適用される

※4 資料中の数値は、小数点以下を四捨五入しているため、端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。なお、2020年に公表した「送配電部門収支」は、小数点以下を切捨てとしているため、数値は一部異なる。（以下同様）

乖離率計算書による事後評価（フロー管理）

- 想定単価と実績単価の乖離率について、値下げ命令の発動基準となる「▲5%」（東京電力PGにおいては「▲3%」）を超過した事業者はいなかった。

(単位:円/kWh)		想定単価※1	実績単価※2,3	乖離率	基準への抵触
北海道電力NW	補正前	5.99	6.56	9.52%	無
	補正後		6.54	9.18%	
東北電力NW	補正前	5.73	6.03	5.24%	無
	補正後		6.03	5.24%	
東京電力PG	補正前	5.02	5.18	3.19%	無
	補正後		5.23	4.18%	
中部電力PG	補正前	4.74	4.68	▲1.27%	無
	補正後		4.70	▲0.84%	
北陸電力送配電	補正前	4.59	4.66	1.53%	無
	補正後		4.67	1.74%	
関西電力送配電	補正前	4.75	4.91	3.37%	無
	補正後		4.93	3.79%	
中国電力NW	補正前	4.69	4.85	3.41%	無
	補正後		4.87	3.84%	
四国電力送配電	補正前	5.40	5.63	4.26%	無
	補正後		5.66	4.81%	
九州電力送配電	補正前	5.25	5.26	0.19%	無
	補正後		5.30	0.95%	
沖縄電力	補正前	6.87	7.10	3.35%	無
	補正後		7.21	4.95%	

※東京電力PGについては、廃炉等負担金を踏まえ、厳格化された基準が適用される

※1:算出に用いた想定原価・想定需要量は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額、送配電関連需要量（原価算定期間の合計）とする

※2:算出に用いた実績費用・実績需要量は、実際に発生した費用の額、需要の量（原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度(2017～2019)の合計）とする

※3:算出に用いた補正後実績費用は、実績費用をもとに需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正した額、補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要量とする
(出典) 各社の2019年度託送収支(乖離率計算書、2020年11月現在)より事務局作成

廃炉等負担金を踏まえた事後評価の概要

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることできるよう、東京電力PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月(一部は2020年3月)施行）。

<値下げ命令に関する新たな評価基準の概要>

- 以下の基準のいずれかの場合に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動することができる。

<p>① 通常のス톡管理・フロー管理に比べて厳格な基準値</p>	<ul style="list-style-type: none">● 超過利潤累積額が、通常のス톡管理基準（一定水準額＝固定資産額×事業報酬率）の3／5を超過する場合、もしくは、● 想定原価と実績単価の乖離率が、▲3%（通常のス톡管理基準（▲5%）の3／5）を超過する場合
<p>② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標</p>	<ul style="list-style-type: none">● 他の一般送配電事業者の3社以上が託送料金を値下げする場合、もしくは、● 他の一般送配電事業者の5社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲5%を超過している場合
<p>③ 東京電力グループ他社の資金負担との比較指標</p> <p>※ ③の基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合 <p>算定式 $A - B \times (1 - C)$</p> <p>A：廃炉等積立金の額 B：東京電力グループ他社（東京電力E、東京電力F及びJERA）の経常利益の合計値 C：東京電力PGの有形固定資産比率</p>

廃炉等負担金を踏まえた評価

- 廃炉等負担金を踏まえ、東京電力PGにおいては厳格な値下げ基準が適用される。
- 2019年度の収支状況について確認した結果、当該基準に達していなかった。

<基準の概要>

① 通常のス톡管理・フロー管理に比べて厳格な基準値

- 超過利潤累積額が、通常のス톡管理基準（一定水準額 = 固定資産額 × 事業報酬率）の 3 / 5 を超過する場合、
もしくは、
- 想定原価と実績単価の乖離率が、▲3%（通常のス톡管理基準（▲5%）の 3 / 5）を超過する場合

- 東京電力PGの当期超過利潤累積額は241億円となり、一定水準額の 3 / 5（737億円）を超過していない。
- 乖離率は、3.19%（補正後 4.18%）となり、▲3%を超過していない。

② 他の一般送配電事業者の経営効率化の状況との比較指標

- 他の一般送配電事業者の3社以上が託送料金を値下げする場合、
もしくは、
- 他の一般送配電事業者の5社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲5%を超過している場合

- 値下げを予定している一般送配電事業者はいない。
- 他の一般送配電事業者のいずれも乖離率が▲5%を超過していない。

③ 東京電力グループ他社の資金負担との比較指標

※ ③の基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用される。

- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合
算定式 $A - B \times (1 - C)$
A：廃炉等積立金の額
B：東京電力グループ他社（東京電力EP、東京電力FP及びJERA）の経常利益の合計値
C：東京電力PGの有形固定資産比率

- 左記の算定式により算出した直近3事業年度（2017～2019年度）の平均額は3,116億円。
- 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度（2017～2019年度）の平均額は1,303億円となり、3,116億円を超過していない。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和3年2月22日付け20210216資第31号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（14）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

(対象事業者)

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・北海道電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7430001078663 |
| ・東北電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7370001044201 |
| ・東京電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 3010001166927 |
| ・中部電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 1180001135974 |
| ・北陸電力送配電株式会社 | 法人番号 4230001017826 |
| ・関西電力送配電株式会社 | 法人番号 6120001220018 |
| ・中国電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 5240001054140 |
| ・四国電力送配電株式会社 | 法人番号 8470001017344 |
| ・九州電力送配電株式会社 | 法人番号 6290001084768 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20210216 資 第 31 号
令 和 3 年 2 月 2 2 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平 1 2 ・ 0 5 ・ 2 9 資 第 1 6 号）第 2 （ 1 4 ） に 基 づ く 一 般 送 配 電 事 業 者 の 収 支 状 況 の 確 認 に つ い て、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

(対象事業者)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・ 北海道電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7430001078663 |
| ・ 東北電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 7370001044201 |
| ・ 東京電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 3010001166927 |
| ・ 中部電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 1180001135974 |
| ・ 北陸電力送配電株式会社 | 法人番号 4230001017826 |
| ・ 関西電力送配電株式会社 | 法人番号 6120001220018 |
| ・ 中国電力ネットワーク株式会社 | 法人番号 5240001054140 |
| ・ 四国電力送配電株式会社 | 法人番号 8470001017344 |
| ・ 九州電力送配電株式会社 | 法人番号 6290001084768 |
| ・ 沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |